2017年2月議会　代表質問　病院給食委託、小中一貫教育、公共施設等総合管理計画

◆11番（石井通春議員）　日本共産党の石井通春でございます。

　まず、市民に理解を得られないまま進めようとしております市立総合病院の給食民間委託は中止すべきということで質問を行います。

　今回、私はあえて中止すべきという、かなりきつ目の標題を掲げました。私は、民間委託が全てだめとは思っておりません。市民が納得し、かつ行政にとって前向きな点が明確である場合は、委託の選択肢もあり得るというふうに思っております。しかし、昨年９月議会以来、私たち共産党議員団と病院当局との間で行われてきました議論の中で、この委託は市民にとって何ら大義を示すことができないこと、病院当局の答弁は間違い、言い逃れ、答えない、すりかえに満ち、市民に知らせる民主的手続も経ず、あげくの果てには、市議会本会議という公式の場で約束したことすらも平気で踏みにじる。市立病院の暴走がやみません。きっぱりと中止を求める代表質問を行いたいと思います。

　まず、市民に対し、給食民間委託は大義あるものと示せるかどうかという点です。

　この間、市立病院は委託を進めるに当たりまして、委託によりますメリットはあると、主に下記３点の点で議会に説明をしてまいりました。

　１点目は、人手不足が解消するということです。特に調理師の不足。そのために、本来病棟にいる管理栄養士が調理業務に当たっておりまして、こういう説明がなされました。であるならば、この委託によりまして必要人数確保に至る具体的手段を市民に示せたかどうか。

　昨年９月議会、このときは委託が決定されました。私たちは反対をいたしましたけれども。ところが、この公募締め切りの11月15日になって、結局、その応じる業者が一社もないと、前代未聞の失態になったわけです。結果、再来年度から再公募をするというふうにしたわけですけれども、この失態の理由として、病院は、委託までの期間が短かったので、業者が人を集めることができなかったというふうにしております。しかし、私はそうは思っておりません。

　直営から委託に移管する際、これは現在従事している市の職員を新会社の下でも引き継ぐとしていたのですから、基本的に人はいるはずだ。現場では、調理師ではなくて栄養士が実は必要とされていることなど、その後の我々の調査によりまして、病院当局が誤った考えをしていたことなどもわかりましたけれども、ここでは深く、細かく聞きません。聞きたいのは、民間会社であるから人手不足が解消するという具体的手段を市民にわかりやすく説明できるかどうかです。この点についてお答えをいただきたい。

　２つ目の理由は、管理栄養士が病棟に配置できることによって、入院栄養治療料が増収するというのがメリットとして言われました。しかし、平均在院日数が13日余りの市立病院の入院患者、管理栄養士による給食実施で退院が早まるということが本当に実現できるんでしょうか。具体的数値として示せるんでしょうか。

　長期療養病院ならまだしも、このような短期の入院患者の献立改善で、ポパイのホウレンソウのごとく見る見る回復して退院するような食事がつくれるのか。しかも、私の９月議会の質疑においては、栄養管理と入院期間の関係性を直接検証・分析した報告はございませんと病院は答弁しております。にもかかわらず、病院は委託の理由としてこれを繰り返し説明して、けさほどの植田議員の代表質問にもそういう説明が触れられたというふうに思っておりますけれども、情報が歩いております。

　改めて、どれほどの患者がどれだけ早く退院して、新規患者数をふやして増収とできるか、この点について具体的数値の検証はあるのか、市民に納得できる説明を示せるかどうかをお伺いいたします。

　３点目は、委託によりまして食事の質が高まるというふうに言われておりました。市民にとって、委託後、病院食がよくなるかどうかというのは関心のあることだと思います。私自身も、かつて行われておりました一泊ドックを受けた際には、経験する機会もございました。ところが、この点の説明になりますと、民間企業は向上力・使命感があるとしか説明がされておりません。今の市の給食職員は向上力も使命感もないのかと、そんなわけはないと思います。こんな象徴的な言葉ではなくて、現在以上の食事がつくられるという、この点においても市民に納得できる説明ができるかどうか。これらを具体的にお答えいただきたいというふうに思います。

　大義が示せるかどうかを問うています。もし、これ以外に市民に対する委託の大義が示せるかどうかということがあれば、あわせて最後にお聞きいたします。

　２つ目は、再公募に向けて市民合意をどう取りつけるかということです。

　委託が決定されました昨年９月の議会で、病院事業管理者は大石信生議員の質問に対しまして、病院は地方公営企業法の全部適用であって、当然市民の合意を得ないと、特にこういう自治体病院は動けないと答えられました。

　別紙で、そのときの議事録をお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。私がはさみとのりでつくりました。これは公式の議事録です。９月の議会です。

　それから、11月議会が裏面にございますが、これは病院事務部長の答弁です。委託に至る経緯を、このときは再公募を余儀なくされたというときの議会ですが、今度は大石信生議員が、「再公募をする際には、前回はやらなかったシミュレーションを市民の皆様に示してやるのですか」という問いをしておりますが、それに対しまして市立病院は、「少なくともシミュレーションはしっかり立ててお示しして、その上で再公募するなら再公募するという段階に進んでいきたいと思っております」と答えていらっしゃいます。

　さらに、もう一度大石信生議員がこのとき聞いておりますけれども、裏面の右のほうになりますが、「シミュレーションは当然やってもらいます。だけど、それを市民に理解されるということが再公募の前提であると、これはやるんですか」と聞いておりますが、それについては病院の答弁で、「私どものほうでこれからも市民の皆さんにお伝えしていって、もちろん御理解いただけるように努力をしていきたいと思っております」と答えていらっしゃいます。ですから、少なくとも再公募に当たっては、市民の皆様にシミュレーションをしっかりお示しすると議会で答弁されました。これは公式の議事録としてはっきりと書かれております。

　そして今回の再公募ですが、私たちが事前に得た情報では５月ごろになるという話を聞いておりました。ですから、これからその５月までの間にこの約束を当然履行するものだというふうに思っておりまして、この手段を今後どういうふうにしていくんですかというのが私の質問通告です。

　この通告の締め切りは２月16日です。ところが、ここで状況が急展開いたしまして、前日の２月15日、市立総合病院のホームページに、この日から３月16日までの間に委託業者の公募を実施するという公告が突如アップされました。私にはもちろん、皆さんにも何の相談もないと思います。

　このホームページには市民の皆様へというところが書かれておりまして、この冒頭の文章によりますと、民間委託する際の業者と交わす仕様書を作成して、この仕様書のシミュレーションで地産地消を含め、現在直営で提供している給食の質は維持できるものと考えております。よって御理解いただきたいと、これは病院のホームページに書いてあるせりふです。

　一体、再公募を開始いたしました２月15日までの間に、いつ市民の皆様に対してシミュレーションをお示ししたのですか。病院は市民に示した上で再公募するという段階に進んでいきたいと、11月議会に、ここに書いてあるとおり議会で約束したはずです。これは市議会の本会議という場におきます、公人であります病院事務部長が、公人であります大石信生議員に対して答えた正式の言葉です。同時に、市民の代表であります議員に対しますこの答弁は、行政が市民の皆様と約束をした大事な問題でもあるはずです。こういうことを公然と行うということは、議会答弁そのものが意味をなさなくなります。これは議会全体の問題でもあると思います。一体それでいいと思っているのかどうかと。

　いとも簡単に、この質問通告締め切り日の前日に、誰に知らせるでもなく突如ホームページにアップする。公式の市議会の場で答弁したことを真っ向から踏みにじって、いいのか悪いのか。この点をお聞きいたします。どうしてそうなったかという理由ではなくて、いいと思っているのか、悪いと思っているのか、端的にお聞きいたします。

　今回、私の代表質問で最も聞きたい点です。納得できる答弁が出てくるまでは、引き下がるつもりはございません。明快にお答えいただきたいと思います。

　次に、赤字がふえる委託をなぜ実施するのかです。

　市民の皆さんは、市立病院の財政状況、黒字・赤字というものは関心をお持ちのことだというふうに思っておりますけれども、インプラントの問題で経営破綻が現実味を帯びましたあの過去がありました。それから産婦人科の再開、そして救急センターの開設など、明るい転換が図られまして、ようやく黒字決算を計上するに至ったことは、これは皆さんも喜びのことだというふうに思います。にもかかわらずに、この委託は支出がふえると。これは昨年９月議会以来、当初から当局が委託で支出がふえるということは認めていたことです。

　普通、委託というものは赤字が減るために委託をするんですけれども、支出がふえるのに委託をするということです。逆に負担がふえる委託、こういう委託がどうして市民の理解を得られるでしょうか。

　ましてや、今年度の病院会計はまだ出ておりませんけれども、３億から４億の赤字になるんじゃありませんか。見込みを持っているというふうに思います。来年度の、予算上は収支がとんとんになっていますけれども、実際にはほぼ同額の赤字が見込まれているというふうに、これはそういうふうに把握をされているというふうに私は思っておりますけれども、このような病院の収支改善がさらに悪化するような委託をやるということは、市民の理解が得られないというふうに思います。この点について、なぜ委託を実施するのか、お答えをいただきたいと思います。

　標題２つ目は、先ほど来、何人かの方が議論されておりますけれども、来年度から始まります藤枝市の小中一貫教育です。何を目指すのかという点でお尋ねいたします。

　瀬戸谷地区を皮切りにいたしまして、将来的にはこの小中一貫教育を全市に広げていきたいとされております。一貫化、これは小学校と中学校の連携を密にして、生徒や教師の負担をなくすことですとか、地域行事の確立のため、もしくは部活動の存続のためなど、やむを得ない面ということもあるというふうに思っておりますけれども、一方で、都市部におきます一貫教育で実際に行われていることは、これを突破口に、学校統廃合ということが行われているという点です。この点を最も危惧いたします。

　本市は統廃合とは異なるという、一貫化を進めて統廃合はしないということは、過去の議会で確認をしております。平成28年２月議会、教育部長の答弁ですけれども、本市の目指す小中一貫教育は、小学校６年生と中学校３年間の連続した９年間で子供の成長に即した一貫性のある教育を目指すものであって、学校統廃合を進めるものではありませんと答えられました。明言されたわけですね。その点の確認はできたわけですけれども、実際にこれから編成面等でどのようにやっていくのかと。私は、これはメリットばかりが言われておりますけれども、一方でやっぱり数々の問題点があるというふうに思っておりまして、一概に推進をするものではないというふうに思っております。

　まず、一貫化の最大のメリットとして言われておりますのが、いわゆる中一ギャップの解消。

　中一になりますと、そのとき急に不登校、いじめがふえるということが一貫化によって解消されるということですけれども、では、一貫教育によりましてこの中一ギャップというものが解消できるという具体的な検証データというものは存在しているんでしょうか。逆に、小学校におきましては５年生や６年生が登校班、遠足時のリーダーとなって下級生の面倒を見るようになります。いわゆるリーダーシップですね。生まれて初めて自治を経験できますという高学年のリーダーシップというものが、小学校教育の中には現在存在しているというふうに思っておりますけれども、それが一貫化によりまして欠落するという指摘がございます。この点についてどう見据えているか。

　また、本市は他市に先駆けまして、小学校３・４年生という低学年からの英語教育の実施をやると言っております。この低学年からの英語の実施、これは実際、英語能力の向上に本当につながっているという検証されたデータは存在しているんでしょうか。

　また、小学校で英語の教員免許を持つ先生は、たった全体の５％です。ＡＬＴの指導ですけれども、先生がいなければ指導できませんので、多忙な教師がさらに負担を増す結果になるというふうに思います。

　また、子供たちにとっても、現在でも過密な授業日程を課せられているわけですが、ここに英語が加わってくると、先駆けてやっていくということですけれども、さらに負担をかけることになると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

　そして、モデル校で導入するというふうにしておりますデジタル教科書、この費用負担は、有償であれば憲法上の義務教育無償化に反するものと考えますけれども、いかがでしょうか。

　また、ＩＣＴ教育はそこでなければ、それなりのメリットもあると思いますけれども、一方で、従来理科によります実験ですとか、自然観察、誰もがやったことだというふうに思いますが、こうしたいわゆる鉛筆によります計算証明とか、そういう本当の授業というか、そうしたものが欠落する。これはむしろ初等・中等教育で不可欠と思いますけれども、こうしたＩＣＴ教育によってそれが取ってかわるものだというふうにお考えかどうかをお伺いいたします。

　さらに、本市の一貫化推進計画自体はまだパブコメが始まったばかりでして、常任委員会で視察に行ってまいりました先進市とされます福岡県の宗像市は、全くの手探り状況で始めて、そして先進市として視察に来るようになるまでは少なくとも10年はかかったと、こういうふうに言っておりました。

　例えば、子供数の少ない地域と多い地域とで取り組みに違いが出るというふうに思いますが、こういった点が今の市の推進でどういうふうにしていくかということは、まだ一切示されておりません。住民の合意など、まださまざまな課題があるというふうに思っておりますが、これを全市に広げるというふうに言われておりますので、この点をどういうふうに進めていくかということをお尋ねしたいと思います。

　標題の最後になります。公共施設等総合管理計画は削減ありきの計画ではないようにということです。

　来年度から５カ年計画で策定されます公共施設等総合管理計画。市が関連する公共施設というものは、先ほど大石保幸議員も言われました市の庁舎もそうです、それから学校もそうです、保育園、図書館、まだあると思いますけれども、誰もが利用するいわゆる箱物的なものと、水道や下水道といったインフラ、これもそうです。これらを合わせて公共施設等ということで総称されているというふうに思います。

　こうした施設は当然老朽化するわけでして、それを見越して長寿命化を行うことはもちろんですけれども、施設の廃止、転用、統合といったことも具体的に考えられる手段だというふうに思います。

　今回、国の号令のもとで来年度から公共施設等総合管理計画、以下、管理計画と言いますけれども、これを自治体の責任で策定せよというふうにされております。これに対して、各自治体の公共施設等を将来どうするのかという計画をつくれというふうに各自治体が義務づけられております。

　本市はそれに先駆けまして、市独自に藤枝市アセットマネジメント基本方針というものを本年度から策定しておりまして、昨年11月に総務文教委員会の市からの提出資料によりますと、このアセットマネジメント基本方針に、先ほどの管理計画の指針を反映させるということでつくっていきたいというふうに書いてあります。

　まず、公共施設とはどういうものなのかという基本認識です。

　地方自治法の244条には、公の施設というところがあるんですけれども、ここには地域の住民が共同で利用して、自治体が持つべきものというふうに書いてございます。こういう認識であるかどうかということです。

　私は、この立場であるならば、公共施設というものは究極的には住民のものだというふうに思っておりますけれども、それを自治体が管理していくというふうに思っておりますが、しかしこれからつくります管理計画というものは、こうした住民の立場というものがあるのかと、住民とともに作成していくべきものではないかということでお尋ねいたします。

　一方で、この管理計画でございますけれども、国が作成を指示いたしております。この経緯ですが、2013年に日本再興計画というものがありまして、ここにインフラ長寿命化基本計画というものが定められております。これに伴いまして管理計画というものをつくれというふうにされているんですが、この中身を見ますと、まず最初に人口減社会というものがどんと出てきて、それに続いてコンパクト＋ネットワークというものがキーワードとして出て、地方再編という今の流れの中の一つのスキームになっております。

　つまり、人口減少というものを前面に押し出していけば、従来と同じように各地区に公民館などがあるといった昔のような構図はもう不可能だから、あるエリアを定めて、そこを拠点としてそこに集約をするという構想です。その趣旨のもとでやる政策には財政支援もしますよというような制度設計とされております。

　人口が減っているのであれば、人口をふやすような政策を行うのが私は政治の責任だというふうに思っておりますけれども、世界の中でなぜ日本だけが突出して人口が減っているかという、この原因を究明しないで、減るから仕方ないとばかりに集約化を促すような政策は、私は政治とは言えないというふうに思っております。そうした地方再編のスキームの一環であるかという認識をお持ちかどうかです。

　３点目です。市が反映させます国の指針とは何を言うのか。

　総務省が作成しております管理計画策定に当たっての指針の中には、公共施設等は民間委託などの考え方について記載すること、計画期間における公共施設等の数や、延べ床面積の数量に関する目標を記載することが望ましいとされておりますけれども、公共施設等の数と面積を比較させて縮小させることを目的としております。

　これによりますと、特に公共施設の中でも面積が大きいのは学校なんですけれども、それだけで考えてしまいますと、数減らしの目標達成のために学校をどんどんなくしていくという、こういう指針づくりをしろというふうに言っているわけです。

　本市は、この国の根拠に基づいて公共施設の削減目標を数値化する計画をつくるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

　最後になります。この管理計画は、今、策定が始まるところでございますけれども、現在進んでいる状況についてお尋ねをいたします。

　今の市の体制ですけれども、先ほど言いました学校、公民館、保育園などと言われます建物と、水道などのインフラと、別々の作業部会を設けている。統廃合の対象となるのは前者のほうですね、学校とか保育園。でも、インフラは削減できません、幾ら老朽化しても。しかし、これを別々の作業部会としているという、この位置づけはどうして行っているのかという点です。

　そして、人口推計がこの計画の中にも出されておりますけれども、なぜ社会保障人口研究所、社人研の調査を用いるのか。これは、ずうっと人口は減っていくという調査ですね。一方で、市の総合計画ですけれども、そこには2060年には合計特殊出生率が2.07になるという数値を設けているんですけれども、使うんだったらこっちの数値を用いるべきだと思いますけれども、いかがですか。

　最後に、管理に不可欠な長寿命化計画は、今、市独自に橋梁、市営住宅、あと水道にもあると思います。こうした今の計画は、それぞれの個々の部署で、水道でしたら水道、市営住宅だったら建築住宅課の部署で長寿命化計画をつくっていると思いますが、これはその施設に密接にかかわる部署がつくらなければいけないという考え方から来ていると思いますけれども、なぜ全庁的な包括計画とするのか、この点です。

　計画をつくるのであれば、長寿命化をこの管理計画の中に明確に位置づけるべきかと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

　以上、よろしくお願いします。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。市長。

　　　　　　　　　　（登　　　　　　　壇）

◎市長（北村正平）　石井議員にお答えいたします。

　最初に、標題２の小中一貫教育で何を目指すかの４項目め、一貫教育の拡大をどう進めるかでございます。

　本市の小中一貫教育は、小学校と中学校の義務教育９年間を子供の成長過程における大変重要な連続した期間と捉えまして、地域を含めた目指す子供像の共有化のもとに系統的な教育を実施することで、確かな学力の向上や、あるいは中一ギャップの解消、さらに異なる学年の交流や、あるいは地域との連携強化による社会性の習得を促すことを目的としておりまして、市全体の計画づくりを進めているところでございます。

　その中で、来年度以降、中学校区ごとに小中一貫教育推進協議会を立ち上げまして、各地区の目指す子供像の共有化とともに、学校での現状の課題点を把握いたしまして、小中一貫教育で取り組む事業内容などを検討いたしまして、各地区の実情に合った小中一貫教育推進計画を策定してまいります。

　地区ごとに小学生や、あるいは中学生の人数に違いはありますが、それぞれの条件に見合う特色を持った教育環境の実現に向けまして、特に来年度開始する瀬戸谷地区小中一貫教育の様子をつぶさに検証する中で、各中学校区の導入を進めまして、確かな学力の向上や、あるいは社会的資質の習得、何よりも豊かな人間性の育成など、藤枝の未来を切り開いていけるような子供たちの健やかな成長を市民総ぐるみで支援してまいりたいと考えております。

　次に、今度は標題３の公共施設等総合管理計画の２項目め、公共施設等総合管理計画は地方再編スキームの一環である旨の認識についてでございます。

　全国的に高度経済成長期を中心にいたしまして一斉に整備された公共施設等は、その多くが老朽化いたしまして、維持管理や更新に係る経費の増加が見込まれております。

　こうした課題は本市も同様でございます。本市の公共施設等も昭和50年代に整備されたものが多く、近い将来、これらの施設を適切な管理のもとに市民の皆様に安全・安心に利用していただくには、多額の経費が必要となってまいります。このため、公共施設等の維持・更新には、計画的かつ効率的な管理運営が求められているところでございます。

　こうした状況を踏まえまして、本市では平成25年に国の日本再興計画が策定される２年前から、県下に先駆けましてアセットマネジメントにより施設保全や、あるいは管理状況を把握するシステムを導入いたしまして、将来懸念される事項に対処するために独自に取り組んでまいりました。

　その後、平成26年４月に国から公共施設等総合管理計画の策定要請や、あるいは策定指針が示されましたが、私は、公共施設等の老朽化対策は、それぞれの地方公共団体の現状や、あるいは設置に至る背景、地域性等を踏まえた独自の計画に基づき進めるべきものと強く考えております。その考えのもとに、昨年度、国が策定を求めてまいりました公共施設等総合管理計画といたしまして、この藤枝市アセットマネジメント基本方針を策定いたしまして、まずは地域特性を考慮して、統廃合を想定しない、現在保有する公共施設等の長寿命化に取り組んでいく方針を定めたところでございます。したがいまして、本市の計画は国が考える地方再編スキームとは異なるものでございます。

　今後も市民の皆様の声を聞きながら、今ある施設を快適な施設環境に整えますとともに、利便性の向上により利用率を高めまして大事に使っていくことが、将来への負担の軽減につながるものと考えておりますので、引き続きこれに取り組んでまいります。

　残りの項目につきましては、教育長、病院事業管理者及び担当部長からお答え申し上げます。

○議長（水野明議員）　教育長。

　　　　　　　　　　（登　　　　　　　壇）

◎教育長（山本満博）　石井議員にお答えします。

　最初に、標題２の小中一貫教育で何を目指すのかの１項目め、中一ギャップが解消できる検証と小学校高学年のリーダーシップについてですが、中一ギャップは中学校への進学とともに不登校などが増加する現象で、感受性豊かで多感な年齢に教育環境が著しく変化することが一因とされております。

　今回導入します小中一貫教育がこの中一ギャップの解消策となり得るかという点につきましては、平成26年の文部科学省の調査では、全国の小中一貫校の中で、施設一体型校で95％、分離型校でも88％が中一ギャップの緩和につながっていると報告されております。

　また、瀬戸谷小学校において、本年１月から瀬戸谷中学校へ乗り入れ授業を一部施行したところ、最初は緊張して全く教室から出ることができなかった子供が、徐々に中学校の雰囲気にもなれ始めたという報告があり、このことからも中学に進学する際の不安感の解消は確実に進むものと考えております。

　次に、小学校高学年生においてのリーダーシップの欠落についてですが、小中一貫教育では異なる学年の交流や、小・中学校一体となった行事、活動も実施されており、同時に学年ごとや複数学年での活動も多くあることから、リーダーシップの欠落はないものと考えております。

　次に、２項目めの低学年からの英語教育の成果の検証についてですが、文部科学省の策定したグローバル化に対応した英語教育改革実施計画において、小学校３、４年生から外国語活動を開始し、音声になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことで言葉への関心を高めていくことが重要と示されております。これにより、次期学習指導要領では、小学校３、４年生からの外国語活動、５年生からの英語の教科化が明記されており、平成32年度からの全面実施とされております。

　今回の改定では、子供たちが将来社会で活躍するために必ず必要な英語力を養う教育と、成長に合わせた発達段階に応じた適切な英語教育を行うこととしております。

　教員の負担軽減については、瀬戸谷地区で行う小・中一貫教育において、小学校３、４年生からのＡＬＴを活用した外国語活動を実施していく計画であり、また平成32年度からの小学校５、６年生の英語教科化に当たっては、英語専科教員の配置や、現職の英語指導研修会を開催するなど、各学校へスムーズに導入できるよう、人材確保や育成に鋭意努めてまいります。

　次に、３項目めのデジタル教科書の費用負担と憲法上の義務教育の無償化についてですが、教育のＩＣＴ化の実施に当たっては、実証実験として藤枝中学校区及び瀬戸谷中学校区などをモデル地区として、デジタル教科書と各学校１クラス分のタブレット導入を計画しております。

　今回導入するデジタル教科書は、電子黒板に映像を投影し、視覚的に授業で使用するための教師用の教科書であり、憲法上の無償化とされる児童用の教科書とは異なるものでございます。

　タブレットの利用方法は、調べもの学習を初め、班ごとのグループ学習、画像の編集などを主な使用方法と想定しており、授業の補助的アイテムとして活用していきたいと考えております。

　義務教育においては、書籍の教科書による読む、書く、考えるの基礎教育が重要であることに変わりはなく、さらに子供たちの成長過程においては、実際に見ること、触れること、体験することで気づく授業も重要な要素であります。

　今回導入するデジタル教科書がこれに取ってかわるものとは考えておりませんので、これまでと同様、子供たちのためになる創意工夫を凝らした授業を実施してまいります。私からは以上でございます。

○議長（水野明議員）　病院事業管理者。

　　　　　　　　　　（登　　　　　　　壇）

◎病院事業管理者（毛利博）　石井議員にはさまざまな御指摘、どうもありがとうございました。

　石井議員にお答えいたします。

　最初に、標題１の市立総合病院の給食の民間委託についての第１項目め、給食民間委託の大義についての４点目、市民に対し委託の大義を示せるかについてでございますが、民間委託を導入する最大のメリットは、給食を安定的に供給できる体制が整うことにあると私は考えております。

　現在、病院が患者さんに提供している給食は、満足度など患者さんから高い評価を得ております。この給食を安定的かつ永続的に供給できる体制を整えることこそが、今回の民間委託導入の大義であるというふうに考えております。

　食材がたとえあったとしても、それを調理し、患者さんのもとに届けることができなければ、食を通じての健康回復には結びつきません。そのためには、何よりも慢性的に不足している厨房で調理を行うスタッフの確保が必要であると考えております。もちろん、その大前提として、現在直営で実施している給食の質を維持する必要がありますが、志太榛原２次医療圏の基幹病院として、安定的に入院体制を維持していくためには必要な措置と考えております。

　次に、２項目めの再公募に向けて市民合意をどう取りつけるかについてでありますが、９月議会で、大石信生議員に対する答弁で、確かに私は、病院は地方公営企業法の全部適用を受けているので、当然、市民の合意を得ないと、特にこういう自治体病院は動けないと思うと、そのように答弁していたと思います。これは患者給食業務の民間委託ということに限って答弁したものではなくて、大石信生議員から質問を受けた中で、自治体病院経営の基本原則を述べたつもりであります。

　また、市民合意というのは非常に漠然とした言葉でありますが、議会制民主主義のもとでは市民の代表である市議会の御判断が最大限尊重されるべきものと私は考えております。前回議会で御採択いただいたことを私自身は大変重く受けとめております。

　また、シミュレーションにつきましては、前回の公募から大幅に委託内容を見直す必要がないのではないかと考えておりましたが、さまざまな事業者と協議する中で、委託の実施時期以外は大きな変更はなく、直営方法の給食と同等のものが提供できる見込みとなっております。

　また、栄養士、調理師が今のポジションで確保ができないような条件になった場合には、栄養課の機能不全に陥ることも非常に懸念しておりまして、その場合誰が責任をとるのか、私なのか誰なのかというところで、この辺が非常に大きな懸念をしているところであります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（水野明議員）　事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　私から、標題１の市立総合病院の給食の民間委託についての残りの項目についてお答えいたします。

　最初に、１項目めの給食民間委託の大義についての１点目、受託業者による業務に必要な人員の確保の方法についてですが、現時点では当然受託業者が決定しておりませんので、確定的なお答えはできませんが、これまでに多くの事業実績を持ち、給食業務の受託も行ってきた業者であれば、スタッフを確保するチャンネルも数多く持っていると考えておりますので、プロポーザルの際にはそのような点も考慮して選考していきたいと考えております。

　なお、一般的に受託業者の採用につきましては、数多く出版されているリクルート雑誌等への求人情報の掲載や、求人サイトへの登録、それから当院も行っておりますようなハローワークへの登録等が一般的に行われております。また、系列の飲食店や近隣に既に受託している事業所等があれば、その事業所等からスタッフを配置がえするということもございます。

　次に、２点目の管理栄養士の病棟配置による早期退院と新規患者数の増加についてですが、管理栄養士が入院患者の栄養管理を行うことにより栄養状態が改善され、入院期間が短縮されることや、退院後の食生活が改善され、再発を防ぐ効果があることは、栄養関係の学会での発表や、臨床栄養の専門誌で明らかにされております。

　一方、当院における入院患者さんの平均在院日数は13日から14日ほどですが、患者さんの個別の条件はさまざまでございますので、栄養管理により入院期間が具体的にどの程度短くなるかということをお示しすることは困難でございます。

　ただ、平成28年４月の診療報酬改定では、入院栄養食事指導料の算定は指導時間が15分以上から30分以上に伸び、点数も130点から260点と倍になりました。栄養食事指導の効果を国も認め、時間をかけて患者さんに指導することを推奨しており、栄養指導が、栄養状態が悪い患者さんの入院期間の長期化を防ぐことができるものと考えております。

　次に、３点目の食事の質が高まる説明についてですが、給食業務公募型プロポーザルの応募基準では、食事の質を担保する３つのポイントを求めております。

　まず１つ目が、一般財団法人医療関連サービス振興会が患者等給食に関し、厚生労働省令に定める基準に適合し、さらに振興会で加えた独自の基準にも適合していることを証明する認定証を取得していること。

　次に、病院給食の質の向上、安全・安心及び時間、経理の効率化を図ることを目的に結成された公益社団法人である日本メディカル給食協会の会員であること。

　最後に、病院に配置するマネジャーの条件として、ＨＡＣＣＰに関する専門的知識を有することでございます。ＨＡＣＣＰは、食品製造業において、微生物、化学物質、金属の混入などの危害要因を分析・予測し、危害の発生防止につなげる工程管理システムであり、食品を加工する当院の厨房でも必要かつ有効な知識であるため、マネジャーの資質として求めているものでございます。

　これらを備えた事業者であることが事業者の使命感の裏づけとなり、給食の質を守り、向上させるものと考えております。

　次に、３項目めの委託をなぜ実施するのかについてですが、今回、給食業務に民間委託の導入を計画いたしましたのは、経費以上にメリットがあると判断しているからでございます。具体的には、安定的な給食提供体制の確保ができるという大きなメリットがあるため、民間委託を計画いたしました。

　また、民間企業に業務委託した場合、直営で行っている時点と比較して、これまで直接的経費としてあらわれてこなかった従業員の募集、人事管理、あるいは業務のリスク担保などを受託する民間企業が担うこととなります。民間委託することにより、結果として病院は安定的な給食の提供体制が確立できることに加え、管理栄養士も計画的に患者さんへの栄養指導が行えるなど、本来あるべき姿で業務に従事できます。

　これらを総合的に判断し、民間委託の導入の結論を得たものでございます。

○議長（水野明議員）　企画財政部長。

◎企画財政部長（川田剛宏）　私から、標題３の公共施設等総合管理計画についての残りの項目についてお答えさせていただきます。

　最初に、１項目めの公共施設のあり方と管理計画作成の考え方についてでございますけれども、藤枝市アセットマネジメント基本方針におきましては、施設の建てかえ等が集中いたします今後30年間を計画期間として定めまして、５年間ごとに方針の見直しをする計画となっておりまして、４つの基本方針として長寿命化の推進、それから施設総量の適正化、民間活力の導入、広域連携の推進というのを掲げております。

　この４つの方針の中では、これまで有効にかつ愛着を持ち活用されてきました現有施設をより長く利用できるよう、長寿命化の推進にまず第一に取り組みまして、将来負担コストの縮減を図ることとしております。

　したがいまして、現在策定しております来年度からの５年間を計画期間といたしますアセットマネジメント実施計画は、長寿命化の推進を主眼といたしまして本市が独自の視点で作成したものでございまして、施設の統廃合などは想定してございません。

　次に、３項目めの管理計画における削減目標の数値化についてでございます。

　国は地方自治体に対しまして、公共施設等総合管理計画の策定を要請するに当たりまして、計画に盛り込むことが望ましい事項を指針として示しました。この指針は、将来の人口の減少や、少子・高齢化によります世代構成の変化に伴いまして、公共施設へのニーズも変化することが想定されることへの課題提示などに加えまして、効率的な施設保有量などの数値目標を設定することが望ましいという内容になっております。

　一方、本市では、まず第一に長寿命化の推進を図る方針でございまして、計画には現有施設を現状で維持管理した場合と、長寿命化による将来負担コストの推移を比較検討した数値は掲載してございますけれども、現有施設の再配置や統廃合に伴う施設数や面積について、削減目標数値の表記はございません。

　なお、本計画は30年間という長期計画でございまして、将来の社会情勢の変化等によりまして長寿命化の推進以外に取り組むべき必要が生じた場合には、利用する市民の皆様の合意形成を進めていく考えでございます。

　次に、４項目めの現在の進捗状況についての１点目、建物系公共施設とインフラ公共施設で計画作成作業の部会を分けた理由でございますけれども、ともに公共施設ではございますけれども、施設の特性とか機能面、さらには管理形態とか個々の修繕内容などにおいて、おのおの異なる特徴がございます。さらに、求められる専門知識も異なりまして、管理部署の所属職員の職種も異なることから、便宜的にこの作業部会を分けてございます。

　次に、２点目の人口推計の出典でございますけれども、平成26年度策定の基本方針における人口統計推計は、社人研、国立社会保障・人口問題研究所の出典資料を用いたものでございましたが、昨年度の改定に際しまして、人口及び財政状況をふじえだ健康都市創生総合戦略と、あと第５次総合計画後期基本計画の数値に置きかえて、整合を図ってございます。

　最後に３点目、公共施設等総合管理計画の位置づけでございますけれども、橋梁や市営住宅などは既に長寿命化計画が策定済みとなってございますが、今回策定いたします実施計画で取り組む長寿命化の各種事業は、こうした既存の分野別長寿命化計画を包含いたしまして、市の公共施設全体の長寿命化を推進していくために取り組んでいくものでございます。私からは以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員、よろしいですか。

◆11番（石井通春議員）　公式の市議会の場で答弁したことを真っ向から踏みにじっていいのかどうかという、病院のところですね。そこの答弁が漏れていますが。

○議長（水野明議員）　事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　きょう、11月議会の議事録を配付していただきましたので、それを見ていただきたいと思うんですけれども、私の答弁の左側の一番下ですね、「少なくともシミュレーションはしっかり立ててお示しして、その上で再公募するなら再公募するという段階に進んでいきたいと思っております」というふうに発言をいたしております。

　これは、仕様書を大きく変更しなければならないだろうという前提に基づきまして、この時点での私の思いを答弁したもので、もちろんこの時点ではシミュレーションをお示しするつもりではございましたけれども、今に至って、直営と同水準の給食が提供できるという状況になっていっておりますので、対応も変わっていくこともあり得ると考えております。

○議長（水野明議員）　石井通春議員、よろしいですか。石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　代表質問は２回しか再質問できないもんだから、しっかり答えてください。私は１回立っちゃったもんだから、あと１回しかできないんですよ。

　事業管理者の答弁は、ちょっと問題がありますよ。９月議会のお答えは給食民間委託に答えたんじゃなくて、基本原則を述べたものだと。市立病院を、自治体病院は住民合意がなければ受けないというのが、基本原則を述べたものだと。でも、大石議員は病院給食のことを聞いているじゃないですか。このコピーの。

　７月25日付で病院事業管理者に申し入れを行いましたと、これ、病院給食の申し入れをして、そう聞いているんですよ。基本原則を答えたって、基本原則を踏みにじっているのが市立病院なんですよ。志太医療圏の基幹病院を自負するようなところが基本原則を踏みにじったらだめです。

　それから、事務部長が言われたことはさらにめちゃくちゃですね。少なくともシミュレーションはしっかり立ててお示しして、その上で再公募するなら再公募するという段階に進んでいきたいと思っていますと。でも、今言われたのは、これはそのときの思いであって、今になったら再公募する条件が変わらないから、それは言わなかったと。そんなの通用はしない。だめだ。

　変わっていますよ、仕様書。前回の公募のときの仕様書と今回の公募のときの仕様書は、重大な変更がある。

　１つは、給食材料費を見積もりから除いていることです。これは前回の仕様書にはありました。給食材料費というものは、病院給食の質を左右する一番大事な肝です。前回は、この給食材料費の上限を見積もりに載せろというのは契約条件の中に入っていたんですよ。今回はない。

　この上限を除いたことは、例えば野菜が高騰したときなんかは、上限があると困るからというような例外の理由はあるかもしれないんだけれども、給食材料費というものは業者と材料業者が契約することで、そこを病院側が見積もりの中から外しちゃうことは、果たしていいものかどうかという議論が当然必要なことであって、一番大事なところが抜けているんですよ。非常に変わっているじゃないですか。あなた、変わっておらんって、変わっているのはあんたなんですよ。

　もう一つ、業務マネジャーというものは、委託業者の責任者と呼ばれる立場の方ですね。この方の要件が緩和されています。前回の仕様書は、管理栄養士か調理師か栄養士の資格を持つ者、かつ患者給食業務に５年以上勤務した者が条件だと。今回は、同じく資格は必要とされていますが、患者給食業務に従事した者でいいと。５年が抜けているんですよ。緩和されていますよ、これ。

　マネジャーというものは、あなたはさんざん、マネジャーがいるから病院給食の質は担保されると、９月議会のときからさんざん言っているじゃないですか。つぶさに担保するから大丈夫だって。明らかに変わっているんですよ。だめです、そんなので通用しません。

　だから、再度言います。私の質問の答えにもなっていないもんだから、議会の質問の答弁を踏みにじっていいと思っているのかどうか。

　今のはだめですよ、今のはそんなの通用しません。そこをもう一回お答えください、お願いします。

○議長（水野明議員）　事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　議会の答弁を踏みにじってよいなどとは、毛頭考えておりません。

○議長（水野明議員）　傍聴席の皆さんに申し上げます。御静粛に願います。

　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　じゃあ、いいとは思っていないと言ったんですけれども、あなたは悪いとも思っていないわけですよね。もちろん悪いとは思っていないと思いますけれども。

　でも、この質問の答えに対して、少なくともシミュレーションをお示しするというふうに書いてあるでしょう。公募の前に、２月15日の前に、いつ示したのか。お示しして、再公募するなら再公募するという段階に進んでいきたいと言っているじゃないですか。で、２月15日に開始しているじゃないですか。それ、踏みにじっているんですよ。違いますか。

　　　　　　　　　　（発言する者あり）

◆11番（石井通春議員）　ほかの質問はいい。私はここだけ答えてもらいたい。いいですよ、ここだけでも答えてください。踏みにじっていることですよ。

　それで、いいというふうに思っていないと言ったでしょう。でも、結果、踏みにじっているんですよ。少なくともシミュレーションを市民にお示ししてから再公募するというふうに言われているんですから、それは守ってくださいよ。でないと、既にもう公募は開始しているじゃないですか。だったら、このとおりに実行するんであったら、一旦再公募を引っ込めて、もう一度最初からやるべきなんですよ。再来年度、まだ時間があるじゃないですか。あと１年あるんだから、なぜこれができないの。

　あなた、さっき委託の内容は変わらないと言ったけど、私が言ったとおり変わっているんですよ。重大な変更があるんですよ。だから、こういうところも市民の皆さんの前にお示しして進めるのであれば、それは一定程度の、このとおりの流れなんですよ。答弁どおりの流れなんですよ。答弁のことをやっていないで、答弁どおりのことをやっているなんて強弁しちゃだめですよ。撤回すべきじゃないですか、再公募を。このとおりしっかりお示ししてから始めるべきなんですよ。違いますか。

○議長（水野明議員）　事務部長。

◎病院事務部長（山崎仁志）　11月議会の答弁ですね、これは委託業者のプロポーザル公募が不調に終わった直後で、再公募のためには委託内容を大幅に変更する必要があるという認識を前提に、委託内容のシミュレーションをお示しする必要があるだろうという前提から答弁したものでございます。

　ところがその後、複数の業者にヒアリングしたところ、人材募集の時間を十分に確保するため、業務の開始を平成30年４月からとする以外は大きな変更はなく、ほぼ前回と同様の内容で公募できる見込みとなりました。前回の委託内容につきましては、これまでも熱心に御議論・御検討いただいたものでございますので、そこに大きな変更がないのであれば、改めてシミュレーションをお示しする必要はないと判断したものでございます。

　今回と前回の公募内容は、いずれも現在の直営での給食の水準を維持するものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

　　　　　　　　　　（発言する者あり）

○議長（水野明議員）　以上で、日本共産党の代表質問は終わります。これで代表質問は終わります